

情報通信政策レビュー刊行規程

(目的)

第 1 条 この規程は、情報通信政策研究所（以下「研究所」という）が、情報通信分野における諸研究等を促進し、その発展に寄与するという目的を達成するために刊行する、情報通信政策レビュー（以下「レビュー」という）について定めるものとする。

(レビューの刊行)

第 2 条 レビューは、原則として毎回研究所ホームページ上に掲載することとする。

(レビューの構成)

第 3 条 レビューの構成については、以下のとおりとする。

- (1) 学術論文：投稿された原稿であり、別に定める「情報通信政策レビュー投稿原稿要綱」（以下「投稿原稿要綱」という。）による受付及び「情報通信政策レビュー査読規程」（以下「査読規程」という。）による審査を経た論文。
- (2) その他：(1) 以外に情報通信政策レビュー編集委員会（以下「編集委員会」という。）が必要と認めた原稿等であり、以下のとおりとする。
 - ① 研究ノート：投稿された原稿であり、政策、産業などの動向の報告等。
 - ② 調査報告：所長・所員による政策に関する調査報告等。
 - ③ 特別寄稿：大学教授等の有識者に対し、テーマを設定するなどして執筆を依頼した原稿。

(編集委員会)

第 4 条 編集委員会の構成及びその運営については、以下のとおりとする。

- (1) 編集委員会を研究所内に置く。
- (2) 編集委員会は、研究所長を編集委員長とし、5名以内の編集委員を置く。
- (3) 編集委員長は、編集委員を優れた識見を有する者の中から年度を区切って必要な期間委嘱するとともに、委嘱した編集委員についてはホームページ等により公表するものとする。
- (4) 編集委員長は、代理を置くことができる。
- (5) 編集委員会は、学術論文等の投稿原稿の査読及び採択等の手続きを行うものとする。また、レビューのホームページへの掲載等を行うこととする。
- (6) 編集委員会の庶務は調査研究部が行うものとする。

(規程の運用)

第5条 この規程並びに「投稿原稿要綱」及び「査読規程」に定めのない事項については、調査研究部長が決するものとする。

(規程の改正)

第6条 この規程を改正する場合は、編集委員会の議を経て、承認を得ることを要するものとする。

附 則

この通達は、平成22年2月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月1日 情研総第17号)

この通達は、平成25年2月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月29日 情研総第98号)

この通達は、平成25年5月29日から施行する。